

3月18日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
(午前9時59分開議)

○議長（玉利道満君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（玉利道満君） 日程第1、行政報告を行います。
市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

お手元に配付いたしております資料に基づき、「イオンタウン株式会社との地域貢献協定の締結」につきまして、行政報告を申し上げます。

イオンタウン株式会社が西餅田の下深田店舗用地に計画している（仮称）イオンタウン始良ショッピングセンターに対する地域貢献協定を、昨日、17日に同社の代表取締役社長大門淳氏にお越しいただき、市役所にて締結いたしました。

この協定は、平成24年4月1日に施行いたしました、「始良市大規模小売店舗設置者に求める地域貢献に関する指針」に基づいて締結したもので、大規模小売店舗の設置者が地域社会の一員としての役割を十分認識し、地域との共存を図ることにより、活力ある地域経済及び地域社会の実現に寄与していただくことを目的とするものであります。

具体的な内容としましては、本市のまちづくりへの協力、地域との連携、防犯・防災対策、地元産品の販売促進への協力など、10項目を盛り込ませていただきました。

なお、沖縄県を含めた九州管内において、イオンタウン株式会社が展開する店舗は6店舗ありますが、所在市町村との地域貢献協定の締結は第1号とのことであります。

以上で行政報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これで、行政報告は終わりました。

○議長（玉利道満君） 日程第2、議案第14号 始良市中山教育振興基金条例制定の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第14号 始良市中山教育振興基金条例制定の件について、審査の経過と結果について報告します。

当委員会では、平成26年3月7日、10日、14日に、教育部長以下関係職員に出席を求め、審査しました。

同条例は、始良市にゆかりのある長府工産株式会社取締役会長中山明氏から、債券ファンドの寄附の申し込みをいただき、同氏の希望である「科学立国日本」を目指して、小・中学校での理数系教育

を充実させるための貴重な財源とするために、基金条例を制定するものです。

原資の内訳は、昨年7月からの「DWS欧州ハイ・イールド債権ファンドブラジルリアルコース」2,200万口と、本年1月からの「野村米国ハイ・イールド債券投信豪ドルコース」1,700万口の債券ファンドから生じる、収益分配金を原資とします。

第1条で設置について、第2条で財産の種類について、第3条で積み立てについて、第4条で管理について、第5条で運用益金の処理について、第6条で処分について、第7条で委任について、附則でこの条例は、公布の日から施行すると定めています。

主な質疑について申し上げます。

質疑、長府工産はどのような企業か。また、リアル安になった場合等は、配当は上がるのか。

答弁、長府工産は、石油ボイラーや太陽光発電の関係の会社になります。本社は下関にあり、大阪、東北、横浜に支店があります。昭和55年設立で、資本金3億円、従業員は144人となります。また、鹿児島にも営業所があります。売り上げは2012年3月期で104億9,000万円ということです。

また、この投資信託はファンドオブファンドとなりまして、投資信託銀行が格付の低いところに投資をして利益を出しますので、ハイリスクハイリターンとなります。投資会社もデフォルト等が起こると危険になってしまいます。ユーロをブラジルリアルで買った後、為替交換を行い、その後、ブラジルリアルを日本円で配当をもらいますので複雑になります。いいときにはかなりの高配当となりますが、政情不安等そういった状況になると変動します。

本日3月7日付の新聞によりますと、原資はブラジルリアルコースのほうは、1万口当たり6,016円です。2,200万口ありますので、1,223万円の資産価値があります。野村米国ハイ・イールドは1万口当たり1万432円ですので、1,700万口ありますので、1,773万円の資産価値があります。

質疑、6条に、基金は、理数系教育の振興に充てる場合に限り処分できるとあるが、26年度は年間幾らを予定しているか。

答弁、平成26年度は、サイエンス関係の新規事業として300万円を予定しています。中山基金を取り扱う委員会をつくりますので、その中で協議をして、理数系の備品も購入したいと考えています。また、年度末に中山先生へ報告をしなければなりませんので、そういったことも含めて有効活用していきたいと思います。

質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全会一致で、議案第14号 始良市中山教育振興基金条例制定の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○5番（田口幸一君） そいじゃ2点ほど、質疑申し上げます。

1点目は、この2ページの質疑の「6条に基金は」というのがあります。それで、その答弁のところに、「サイエンス関係の新規事業として300万円を予定しています」というふうに、今委員長は報告されました。そこでお尋ねをいたします。1点目は、6条の、平成26年度に積み立てる基金額は幾らか。

それから、私はこのことについて本会議で質疑を行いました。鮫島教育部次長は、理数系の学校

で柁城小学校と重富小学校を想定していると言われましたけど、今もそういうのに違いはないかお尋ねをいたします。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） ただいまの質疑にお答えします。

明日の、一般会計の予算の中で報告することにしておりましたけれども、財産運用収入でファンド配当金が830万4,000円、26年度入ってくる予定になっております。

それと、指定校につきましては、議員の仰せのとおりです。

以上です。

○5番（田口幸一君） 議員の仰せのとおりって、今830万というふうの数字が出てきましたけ……（「2問目、重富ちゅうこと」と呼ぶ者あり）

○議長（玉利道満君） 田口議員、質問が2つありました。その後段の部分です。

○5番（田口幸一君） 積み立てる金額はそのとおりと言われました。ほいじゃ、300万円と理解すればいいんですか。830万。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 最初の質問の答弁が、ファンドの収入として830万4,000円。

それと、指定校は執行部が申しましたように、柁城小学校と重富小学校ですか、その2校であるということです。

○5番（田口幸一君） はい、了解。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は原案可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第14号 始良市中山教育振興基金条例制定の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第3、議案第15号 始良市子ども・子育て会議条例制定の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第15号 始良市子ども・子育て会議条例制定の件について、市民福祉常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、3月7日、14日に委員会を開会し、関係職員の出席を求め、審査しました。

この条例は、平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法において、子ども・子育て会議を設置するよう努めることになっているため、同会議設置のための条例を制定するものです。

子ども・子育て会議は、子育て家庭のニーズや実情を踏まえた上で、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、子育て支援の政策・立案過程に参画していただく機会を確保しようとするものです。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、第3条で子ども・子育て会議の委員は15人以内となっているが、それぞれ何人ずつになるのか。

答弁、第3条の1号委員として、大学等で研究されている方1人、始良地区医師会代表1人、民生委員・児童委員代表1人、教育委員会委員代表1人、学校長会代表1人、母子保健推進員の代表1人の計6人を予定しています。次に、第2号委員として、社会福祉協議会の代表1人、市内幼稚園代表1人、市内保育協議会代表1人、市内児童クラブ代表1人、市内の児童クラブ指導員代表1人の計5人を予定しています。その他、市長が必要と認める者として、市議会議員代表1人、市小学校PTAの代表1人、幼稚園の保護者代表1人、保育所の保護者代表1人の計4人を予定しており、合計15人です。

質疑、委員の選考次第では、有識者の会議に終わってしまう傾向にある。実態を少しでも政策の中に反映させるため、枠を広げ、一般の保護者やひとり親家庭、共働き世帯など労働者の代表も委員に加え、つくり上げていく必要があると考えるがどうか。

答弁、この15人の中には、幼稚園・保育所の保護者代表、小学校PTAの保護者代表、児童クラブの関係でも2人など、保護者の代表等として6、7人お願いすることになります。また、この条例の第6条第4項に示しているように、必要と認めるときは委員以外の出席を求め、その説明または意見を聞くことができるようになっていきますので、そのようなときには出席をいただき、意見を伺いたいと考えています。

質疑、委員の任期の取り扱いはどうなるのか。また、会議回数は何回くらいを予定しているのか。

答弁、委員の任期については、26年4月に委嘱すれば、28年3月31日までの2年間となります。任期については、他の条例を見てもこのような表記になっており、これでいくと、委嘱する月は異なっても、委員の任期満了日は同じ取り扱いになります。また、会議回数については、26年度は年24回を計画しています。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、新制度では、保育に対する国・自治体の責任を後退させ、保育への企業参入の拡大、基準緩和、保育格差の拡大など、公的保育制度の根幹を解体するものであり、制度そのものに反対する。

委員の人数が15人と制限されているが、役員でない一般の保護者の代表や労働者の代表をもっと入

れるべきであるということから反対とする。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第15号 始良市子ども・子育て会議条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。委員長、降壇してください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 議案第15号 始良市子ども・子育て会議条例制定の件について反対討論をいたします。

新制度の問題点としまして、1番目に児童福祉法第24条1項に定められております市町村の保育実施責任による保育所保育と、2項に定められておりますその他の施設と保護者との直接契約制度が併存する問題があります。

2点目に、認定によって保育時間に上限が設定され、子どもにとって必要な保育が受けられなくなる問題があります。

3番目に、施設や事業が多様化することで、保育基準や保育条件に格差が持ち込まれる問題があります。

4番目に、保育料などの保護者負担の増加です。

さらに重大なのは、新制度の導入に乗じて、公立保育所の民営化や統廃合などが進められることになっているということでもあります。始良市でも、近い将来状況を見ながらこのことについて検討するというのが言われておりますので、会議がそういう方向に流れる可能性があります。政府にきちんとした政省令をつくらせることと、市町村の姿勢を正すことが、本格実施までの両輪になります。一般の保護者代表や働く人たちも会議のメンバーに加えて、競争選択型ではなくて、地域参加型の子育て会議になるようにすべきだと思います。現場に寄り添い実態を反映した会議にするために、不備があるという点で反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

○19番（神村次郎君） 反対討論をいたします。

この条例で、3条で委員の数は15人以内となっておりますが、本市の条例要綱の委員を調べてみましたが、地球温暖化防止推進委員会設置の要綱は50人です。環境美化推進委員会設置要綱は50人です。観光開発審議会条例は20人です。環境審議会は20人。学校給食センター運営委員会条例は18人です。健康づくり審議会は20人。交通安全対策会議、これは企画員が15人と特別委員が入っている。交通システム検討委員会バス路線は、この会議は地区の代表者が16人、そしてほかに6人、合計しますと22

人です。総合計画審議会は30人。このような会議が、今お示しをしましたが、このような状況になっています。このような会議が、委員の選考次第では、有識者の会議に終始してしまう傾向にあります。そのことが、現場から乖離し形骸化してしまうことにならないのか、危惧をしています。

また、委員以外の方の意見を聞くということになっていますが、委員になり責任を持って発言をし、施策をつくり上げていく過程に入ることが必要であります。委員でない一般の保護者も、参加する必要があります。現場に寄り添い、実態に即した施策を打ち出せる会議とすべきであります。専門的知識を持った労働者の代表も、委員として入れるべきであります。

雇用問題について申し上げますと、約40%に近い、全国で近い人たちが、非正規労働者であります。その6割は女性であります。アベノミクスの成長戦略の中では、世界で一番企業が活動しやすい環境をつくり上げたいと言っていますが、その陰では、雇用問題では、残業代ゼロ制度の導入、そして解雇しやすい正社員制度の導入、金さえ払えば解雇しやすい制度の導入などが計画をされています。子育て世代の雇用環境も、大きな現代社会の課題であります。雇用問題など専門的な知識を持っている労働者代表の委員もメンバーに入れるべきであります。子育て世代の実態を少しでも行政の施策の中に反映させるために、15人の枠を広げるべきであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第15号 始良市子ども・子育て会議条例制定の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第4、議案第16号 始良市定住促進住宅条例制定の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第16号 始良市定住促進住宅条例制定の件について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、3月6日、14日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

まず、概要を申し上げます。

本件は、暫定条例の加治木町定住促進住宅条例と蒲生町定住促進住宅設置及び管理条例を廃止し、新たに始良市定住促進住宅条例を制定するものです。

本条例で対象となる定住促進住宅は、現在、加治木町小山田地区に整備している鉄筋コンクリート造5階建て2棟60戸と、蒲生町漆地区と西浦地区に整備している木造2階建て4棟8戸で、これらの住宅により地域への定住を促進し、活性化を図るため引き続き管理しようとするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号 始良市定住促進住宅条例制定の件については、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第16号 始良市定住促進住宅条例制定の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第5、議案第17号 始良市地域活性化住宅条例制定の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第17号 始良市地域活性化住宅条例制定の件について、審査の経過と結果を報告します。

委員会は、3月6日、14日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

まず、概要を申し上げます。

本件は、始良市地域活性化住宅条例を制定し、これに伴い、暫定条例として引き継いでおりました旧蒲生町の蒲生町地域活性化住宅管理条例を廃止しようとするものです。本条例で対象となる地域活性化住宅は、現在、蒲生町鶴木原団地内に整備している準耐火構造2階建て1棟4戸で、地域の活性化を図るため、単身者用住宅として引き続き管理しようとするものです。

特に報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号 始良市地域活性化住宅条例制定の件については、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第17号 始良市地域活性化住宅条例制定の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第6、議案第18号 始良市営住宅条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第18号 始良市営住宅条例等の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果を報告します。

委員会は、3月6日、14日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

まず、概要を申し上げます。

本件は、始良市営住宅条例、始良市営単独住宅条例及び始良市特定公共賃貸住宅条例の3条例について、一部を改正するものです。

主な改正の内容は、これらの市営住宅等について指定管理者による管理ができるよう、指定管理者による管理を認める規定、指定期間、個人情報の取り扱いに関する条項をそれぞれ既存の条例に加えるものです。

次に、主な質疑について申し上げます。

質疑、指定管理者を選定するにあたり、どのような配慮をするのか。また、いつごろから想定しているのか。

答弁、加治木の場合ですが、300戸以上の個人の賃貸住宅や民間のアパート等を取りまとめて管理している実績のある業者の中で募集をかけています。また、市営住宅は1,400戸ぐらいありますが、それを同じ扱いで指定管理できる条項を設けたということで、何年度に実施するという計画はまだありません。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第18号 始良市営住宅条例等の一部を改正する条例の件については、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 1点だけ、お尋ねをいたします。毎年決算になりますと、市営住宅の滞納額の問題が指摘事項になりますが、この指定管理者にすることによって、そのような、何ですか、家賃の滞納とかそういうようなことは、審査の中で出てこなかったものでしょうか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 滞納関係について、審査というものが指定管理者の中にどうこうということでしたが、指定管理者のほうで今後検討していかねばならないというようなことは別にございませんでした。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○24番（堀 広子君） お尋ねします。市営住宅を指定管理者が管理しているところは、県内でどのくらいあるのか。

それから、指定管理になった場合、収入の申告の提出先はどこになるのか。指定管理者にすることで、行政改革が行われることで、事務事業を軽減できるという説明がございましたが、具体的には何を軽減できるのか。そしてまた、指定管理者にすることで、住宅課の職員がどのくらい削減されていくのかの検討がなされたのかどうかをお尋ねいたします。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） ただいまご質問いただいた中において、詳細に検討というかそういうものはなくて、条例等の中において審査したというだけのことでございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○24番（堀 広子君） 議案第18号 始良市営住宅条例等の一部を改正する条例は、市営住宅、市営単独住宅、特定公共賃貸住宅条例を改正するものです。これらの市営住宅等を指定管理者が管理できるよう、指定管理者による管理を認める規定、指定期間、個人情報取り扱いに関する条項を既存の条例に加えるものです。今回の改定により、市営住宅222棟1,446戸、将来的に指定管理者による管理ができるようにするものです。以下の件にわたり、反対理由を申し述べます。

まず、公営住宅法に定める市の責任を放棄するものであります。公営住宅法第1条では、地方公共団体が健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定めております。この公営住宅法に照らしても、管理・運営は自治体が直接行うべきであります。

2つ目に、公営住宅には低所得者世帯が多く入居し、生活困窮者に対する福祉的対応や家賃納付に関する相談など、きめ細かな行政の対応が欠かせず、プライバシーの保護も極めて重要になってまい

ります。

また、指定管理者による管理が行われておりますコーポ龍門では、民間の機動力を生かした迅速な対応で良好な管理が行われていると説明がございましたが、実態を尋ねてみますと、指定管理者制度の目的である市民サービス向上が、サービスの後退になっている現状があります。例えば、管理者が常駐されていないために連絡がスムーズにとれず、自治会長が住宅の管理役をされ仕事がふえて大変だとのことでございます。また、ポンプの故障、排水のにおいなど緊急な対応が必要なとき、市に言ってくださいと言われて迅速な対応ができないこととか、それから、指定管理者になったら、これまで自分たちでできることは何でもしようという意識の方が多かったのですが、指定管理者になってからその意識が少なくなり、コミュニケーションも希薄になってきたと言われております。このようなお話をお聞きいたしました。

決められた指定管理料の中で、営利目的の民間業者が収益を上げようとするれば、管理もおろそかになり、サービスを向上すればするほど収益が下がることとなります。市営住宅の管理は、市直営を継続し、待機者をなくすため整備を促進し、要望への速やかな対応などサービスを向上させるべきであります。よって、市営住宅等を指定管理者による管理ができるようにする改定には反対であります。

以上です。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第18号 始良市営住宅条例等の一部を改正する条例の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第7、議案第19号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第19号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果を報告します。

委員会は、3月6日、14日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

まず、概要を申し上げます。

本件の主な改正内容は、新たな消費税率等の適用に伴い、新年度からの占用にかかる占用料について、新たな料金を徴収するために所要の整備を行うものです。

また、占用料を徴収する対象の占用物件について、国が各市町村区域内の占用許可を行う際に徴収する占用料の額を新たに設定したことを受け、太陽光発電設備及び風力発電設備と津波避難施設の2物件の規定を本条例の別表に追加するとともに、根拠法令の引用規定の整備を行うものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第19号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件については、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第19号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第8、議案第20号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第20号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果を報告します。

委員会は、3月6日、14日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

まず、概要を申し上げます。

本件は、始良市総合運動公園屋内野球練習場、高岡公園ナイター施設の完成、高岡公園の利用料の新規設定及び帖佐グラウンドの利用形態の見直しに伴う条例の改正です。

帖佐グラウンドについては、現在1面で専用使用していたものを、使用区分を2面に分割することで複数の団体が利用できるように、その使用区分を改正するものです。

次に、主な質疑について申し上げます。

質疑、屋内練習場の使用料はどこを参考にしたのか。

答弁、鹿児島市の鴨池ドームです。網の位置や高さなども参考にしました。

質疑、帖佐グラウンドと高岡公園はバックネット等の整備は行わないのか。

答弁、キャッチャー裏のネットはありますが、総合運動公園の野球場のような施設はありません。2面に割ったのは、競技によっては全体を使わないため、ソフトボールや野球は今まで通り1面を全面使うことになります。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第20号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第20号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第9、議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、平成26年3月7日、10日、14日に教育部長以下関係職員に出席を求め、現地調査も含め審査しました。

始良公民館の耐震補強工事及び大規模改修工事が完了し、現在、開館に向けて備品搬入等の準備が進められています。

今回の大規模改修工事に伴い、改修前後の会議室等の広さ並びに間仕切りにより、新たに料金設定をすべき用途に応じた部屋ができたことにより、規定の始良市公民館条例の別表第2を改正するものです。

2階の大会議室が改修後、間仕切り設置により、利用人数によって1部屋から3部屋の利用が可能になるのを初め、利用目的、利用人数により会議室、研修室等の利用が多様化し、市民の利便性の向

上が図られています。

また、始良・加治木地区の公民館の使用体系が、これまで午前・午後・夜間等といった時間帯設定となっていたことから、蒲生公民館の使用料設定と同様に時間単位による料金設定をするための一部改正と、消費税率の引き上げに伴う一部改正を同時に行うものです。

質疑の主なものについて申し上げます。

質疑、会議室の使用が午前・午後・夜間の区分から1時間ごとになるということだが、利用者の負担はどう変わるのか。

答弁、大会議室を3つに分けることができるようになったため、使用条件に合わせて利用できますので、利用者がふえると思います。小会議室を使用した場合の利用者の負担としては、これまで午前9時から12時までの3時間であれば、新しい基準では57円減となります。午後4時間使用する場合は68円増となります。また、夜間4時間では251円の減となります。1時間あたりの単価は125円となります。

質疑、会議室使用料と冷暖房使用料を分けた理由を説明せよ。

答弁、基本的には始良市の全施設に関係しますので、公民館だけ変更することはできません。市全体で検討したいと思います。

質疑を終結し、討論に入り討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 1点だけお尋ねいたします。今委員長の説明の中で、これまで午前・午後・夜間等といった時間帯設定となっていたところを、いわゆる時間設定にするという報告に理解するわけですが、これを蒲生公民館の使用料設定と同様に時間帯ということですが、蒲生とこの始良公民館の利用の組織団体というのは雲泥の差があるのではないかと私は思ってるんですが、そうした場合に、今までは午前・午後・夜間といって時間が少し余裕があったりしていると思っておるんですが、相当この利用者が殺到すると想定されるわけですけども、そこらあたりのトラブル等々のことが発生するんじゃないだろうかといった議論等なかったのかどうか、これをお知らせください。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） ただいまの質疑にお答えします。

そこまで細かい議論にはなっておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は原案可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件は、
委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第10、議案第22号 旅館業を目的とした建築の規制に関する条例及び蒲生
町における旅館建築及びカラオケボックス設置の規制に関する条例を廃止する条例の件を議題としま
す。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第22号 旅館業を目的とした建築の規制に関する条例を廃止する
条例及び蒲生町における旅館建築及びカラオケボックス設置の規制に関する条例を廃止する条例の件
について、審査の経過と結果を報告します。

委員会は、3月6日、14日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しま
した。

まず、概要を申し上げます。

本件は、市において暫定条例として引き継いでいた旧始良町の「旅館業を目的とした建築の規制に
関する条例」及び旧蒲生町の「蒲生町における旅館建築及びカラオケボックス設置の規制に関する条
例」を廃止しようとするものです。

現在、旅館やカラオケボックス等の設置については、旅館業法、風俗営業等の規制及び業務の適正
化等に関する法律、都市計画法、建築基準法、騒音規制法及び鹿児島県の風俗営業等の規制及び適正
化等に関する法律施行条例などの規定により規制がなされています。

なお、旧加治木町においては同様の条例は制定されておらず、県内の市町村のほとんどが上位法に
よる規制で対応しています。

特に報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、議案第22号 旅館業を目的とした建築の規制に関
する条例を廃止する条例及び蒲生町における旅館建築及びカラオケボックス設置の規制に関する条例
を廃止する条例の件については、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○23番（里山和子君） この旧始良町では、例えばモーテル等の建設の動きもあったことがあったよ
うに記憶してるんですけども、つくらせたことも、イオンの近くにはありますね、まあ、つくらせて
るのもあるんだけど、阻止したのもあるわけですね。これ、やっぱり風俗営業等の規制及び業務の
適性化に関する法律とか、それから子どもたちの教育上、大変モーテル等は問題があるわけですね。

それから、住宅地におけるカラオケボックス等の騒音規制というものもやっぱり大事なことではないかと思うんですけども、それを加治木がなかったからといって、取っ払おうというような考え方のようですけども、そのようなことで問題は出てこないのかというような議論などはなかったものでしょうか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 今回の条例の件につきましては、やはり旧始良町、旧蒲生町の条例かれこれが上位、それから加治木町においては、そういう規制的なものはなかったということで、上位法を活用するというので一致いたしましたので、ほかには質疑はありませんでした。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 議案第22号 旅館業を目的とした建築の規制に関する条例及び蒲生町における旅館建築及びカラオケボックス設置の規制に関する条例を廃止する条例の件について反対討論いたします。

先ほど質疑のところでも言いましたけれども、旧始良町ではモーテル等の建設の動きもあったりしたことがあったんですけども、これを運動で阻止したこともありました。風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律や、子どもたちの教育上大変問題のあるモーテル等の建設等に対して、この条例で規制してきた経過もあると思います。

また、カラオケボックスも騒音規制法等で、場所によっては規制する必要もある場合もあると思います。蒲生町ではこれもうやられていたわけですし、県内の市町村のほとんどが法による規制で対応しているということですけども、やっぱり条例で、子どもの教育上大変問題のある点も含まれているわけですし、騒音被害というものも大変なものがあるわけですから、やっぱり条例制定、これ、市の条例に格上げしてきちんと条例化すべきだということで、この議案に対して反対討論いたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第22号 旅館業を目的とした建築の規制に関する条例及び蒲生町における旅館建築及びカラオケボックス設置の規制に関する条例を廃止する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第11、議案第23号 蒲生町空き家リフォーム転貸事業の実施に関する条例を廃止する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第23号 蒲生町空き家リフォーム転貸事業の実施に関する条例を廃止する条例の件について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会は、3月10日、14日に開会し、全委員出席のもと関係職員の出席を求め、審査しました。

蒲生町空き家リフォーム転貸事業は、合併前の平成11年度に旧蒲生町内に所在する空き家を借り上げ、改修後、転貸することにより人口増に資するために立ち上げた条例です。

合併協議会における本事業の調整結果は、現在契約済みのものについては新市に引き継ぐ。なお、当該事業における新規契約は行わず、事業内容等を含め新市において調整するとなっています。

このたび、合併前からの契約者との協議により、本年度末をもって契約期間満了とすることとなり、当該事業にかかる契約者がいなくなるため、暫定条例として引き継いでいた本条例を廃止するものです。

特に、報告するような質疑はありませんでした。

以上で審査を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第23号 蒲生町空き家リフォーム転貸事業の実施に関する条例を廃止する条例の件は、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第23号 蒲生町空き家リフォーム転貸事業の実施に関する条例を廃止する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第12、議案第24号 始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第24号 始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会は、3月6日、10日、14日に開会し、全委員出席のもと関係職員の出席を求め、審査しました。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年1月29日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い本条例の一部を改正するものです。

改正内容は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ並びに検査にかかる人件費などの見直しが行なわれ、別表第1に規定されている危険物の製造所等にかかる設置の許可、完成検査前検査及び保安検査の審査手数料の一部引き上げに伴うもので、施行期日は政令に合わせて平成26年4月1日から施行するものです。

現在、始良市内には今回の改正部分に該当する施設はありません。

主な質疑を申し上げます。

質疑、改正する理由は何か。特定屋外タンク貯蔵所とはどのようなものか。

答弁、消費税と地方消費税が5%から8%に上がるのに伴い、消費税と人件費を加味して地方公共団体の手数料の標準を新たに定め直すものです。定め直しにあたっては、端数の切り上げ、切り捨ての関係で改正されるどころと、据え置かれるところが出てきています。

また、特定屋外タンク貯蔵所とは、1,000k1以上の貯蔵施設を指します。県内では、鹿児島市の喜入基地、志布志市の国家備蓄基地の2か所になります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、議案第24号 始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件は、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第24号 始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第13、議案第44号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第44号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会は、3月10日、14日に開会し、全委員出席のもと関係職員の出席を求め、審査しました。

平成22年12月に策定した始良市過疎地域自立促進計画について一部変更を行うにあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

過疎地域自立促進計画の変更にあたっては、あらかじめ県と協議を行った上で議会の議決を受けることが同法に規定されています。県とは既に協議を終えています。

今回の変更は、6次産業支援型の地域特産物加工施設整備事業、降灰防止、降灰除去施設整備の活動火山周辺地域防災営農対策事業の追加及びくすの湯整備事業の事業内容の変更で、今後の蒲生地区における重点施策について盛り込んであります。

主な質疑を申し上げます。

質疑、始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の概要を説明せよ。

答弁、地域特産物加工施設整備事業は、特産品を主につくる加工施設を整備することで、地域で生産される農産物などが加工品となり、農家の収益の増加につながっていくことを目的としています。

活動火山周辺地域防災営農対策事業では、降灰防止、降灰除去のための施設の建設を行っていきます。市といたしましては補助金を活用し、農産物が安定的に収穫できるビニールハウスをつくっていく計画です。今、建設を検討しております物産館などへの供給も考えています。

くすの湯整備事業についてですが、現在くすの湯は、利用者は多いのに重油の価格の高騰により赤字になっています。そこで、重油ボイラーのかわりに薪を使うボイラーを導入することで経費削減を行っていかうと考えています。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第44号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（笹井義一君） 2点、質疑いたします。まず1点は、降灰対策としてビニールハウスを設置したいという計画ですということでございますが、非常にいいことだと思っております。このビニール

ハウスで何をつくっていく計画なのか、野菜をどのような内容のものをつくっていくのかということ。

それからもう1つは、くすの湯のところで重油ボイラーのかわりに薪を使うボイラーを導入することでございますけれども、これもそういうことだと思いますが、一般質問等で泉源を、湯量はもうとにかく少なくなってきたということで、泉源の調査等も行うんだというようなことも聞いております。そういうことも話題になっていかなかったのか、その辺のところをお知らせください。

○総務常任委員長（上村 親君） まず、1点目のビニールハウスで何をつくっていくのかということで、生産品の問題が出てきたと思うんですけども、具体的に品物については、作物については審査の対象になっておりません。

それから、2点目のくすの湯のボイラーの関係なんですけども、たしかに質疑の中で出まして、今回は泉源を見つけていきながら、薪ボイラーについては、やはり、かけ湯に、どうしてもやっぱりこれは要るんだということで、現在重油を使ってるんですが、それに、薪ボイラーを使いながら経費の削減に努めていくという説明でございました。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第44号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第44号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第14、議案第45号 工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第45号 工事請負契約の締結に関する件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、25年災第118号 城瀬～福ヶ野線道路災害復旧工事に関する工事請負契約の締結に関し、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

工事内容は、市道城瀬～福ヶ野線の道路災害を復旧するものであります。平成25年9月1日から4日にかけての豪雨及び台風により、市道城瀬～福ヶ野線の山腹が高さ約160m、のり長約260mにわたり山腹崩壊が発生し、大量の土石流により市道が1工区10m、2工区60mにわたり流失した災害

の復旧を行うものであります。

契約の相手方は、橋口・川添特定建設共同企業体で、条件つき一般競争入札により決定したものであり、工事請負金額は1億6,779万円であります。なお、工事の概要等につきましては、別紙参考資料のとおりであります。

よろしくご審議の上、議決くださるようお願いいたします。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 多くの議員が質疑されると思いますので、まとめて質疑を行います。

議案第45号の、今提案理由の説明がございましたけど、契約金額、落札金額はここに参考資料に書いてはございますが、1点目、予算の額は幾らか。それから2点目です。2点目は、代表者株式会社橋口組と構成員有限会社川添建設の比率が出資割合ということで、65対35というふうに掲げてございます。この65対35の比率は仕事の割合なのか、この2社の、それとも責任の割合なのか、ほかにあったら説明をしてください。

それから次に、今、市長が説明されました参考資料1から参考資料5まで、これをくまなく見ますと、難工事だと考えます。私は、以前もこの災害が起きたときには現場に行きましたが、昨日も現場に行つてつぶさに見てまいりました。そして、高牧の自治会長さん、自治会長さんのお父様ともきのうお話をしましたが、繰り返しますと、参考資料1から5まで確認をいたしますと、また現場に行つてつぶさに見てみますと、非常に工法も難しいというふうに私は見ているんですが、難工事だと考えますが、契約業者だけで、この橋口組と川添建設だけで全て施工できるのか、できないとすれば下請契約はどのようになっているのか、それから、もう一遍に申し上げます。工事着工はいつで、工期はどうなるのか、もう25年度も、きょうは3月18日ですから、3月31日までの間に契約がなされると思うんですが、そのことを、今いいました本契約はいつされるのか、これは仮契約ですよ。

それから、国、県の補助金、起債はどのようになっているのか。起債の充当率は幾らか。それからきのう、高牧の自治会長さんとお父様とお話をしたんですが、高牧自治会4世帯6人、城瀬自治会等への説明はなされたものか。

それから、私が高牧自治会長さんの行く途中に、天ヶ花牧場あたりから市道に大きな石が落ちて、それが市道脇に並べられておりました。そこも大きく崩落しておりますが、この工事の中には入っていないと思います。この工事はいつ、どのように行われるのか。このことも、昨日、高牧自治会長から申し出があったのでお尋ねをいたします。

1回目は以上です。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

7点ほど、たくさん質問いただきましたが、私のほうでお答えするのは、契約、それと工期と、それと高牧地区への説明はどうかということと、それと天ヶ花の工事1か所ございますが、そこはどういうふうにするかということについて回答いたしますが、あとは次長のほうで答えてまいります。

契約につきましては、これは仮契約を3月の12日締結しております。本契約は、この議決が議決さ

れた日が本契約日となります。

着工につきましては、契約後といたしますが、標準工期が300日ございます。大体、1月の中旬ないし1月いっぱいというような工期でございます。

それと被災復旧等、地域の方に説明したかということにつきましては、皆様をお集めして説明はしておりませんが、交通どめと、また、市長とも災害時にずっと回りましたが、その折に、復旧工事等については、長期にわたるということで、ただいまから査定を受けて工事を実施していきますというような説明はしております。

それともう1か所ちょっと上ったところに被災した箇所、土砂が流出して、道路のこちら側から、始良から上ったら右側の右カーブのところに土石等を堆積して除去しておりますが、その左側の上流につきましては、治山事業で県と現在協議をしている状況でございます。

以上です。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） まず、予算額でございます。9月議会の8号議案で議決いただきました。工事請負費といたしましては4億7,160万円でございます。

それから、下請けについてでございますが、今回受注しております共同企業体の中で判断されるというふうに思いますが、特に特殊な工事でありまして、のり面の工事がございますので、そこらはこの受注された共同企業体のほうで下請け等の契約がなされるというふうに考えております。

次に、工期でございます。本議会で議決をいただきました日から起算しまして2日目を工期の始めといたしまして、約300日間、平成27年の1月ぐらまでを予定しております。

本契約についてですが、先ほど申し上げましたように、議決をいただきました日から2日目が契約日になろうかと思っております。

それから、予算の内訳でございます。8号議案でお示ししておりますように、4億7,160万円に国庫負担金が3分の2でございます。その残額1億5,700万ですが、起債充当率100%でございます。

以上でございます。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

先ほど、代表者あるいは構成員の出資比率についてのお尋ねがございましたけれども、今回の特定建設企業体につきましては、国土交通省が示しております共同企業体のあり方についての中に、出資比率の最小基準が定めてございまして、具体的には2社の場合は最低出資比率は30%以上ということになってございまして、それを準用して適用しているわけでございますが、今回出された特定建設企業体におきましては、65対35という出資比率で、協定を組まれて出されております。

また中身についてでございますが、今回は特定建設共同企業体の項があったということで、一緒になって施工するものでございます。

なお、この協定書の中に利益金の配当の割合、あるいは欠損が生じた場合の割合につきましても、この出資の割合に基づいて負担をするという形になっております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。（「何、まだですよ」と呼ぶ者あり）

○5番（田口幸一君） 今、岩穴口次長は起債の充当率100%と言われましたけど、それは100%間違いないんですかね。もう1回確かめます。

それから、この議案第45号の参考資料で、橋口・川添特定建設企業体のところで、橋口組の監理技術者馬場秀志、その次に主任技術者現場代理人、これは川添建設ですけど、柿元信一ってなっております。主任技術者と現場代理人は理解できますけど、監理技術者、まあ大体理解はできますけど、これが橋口組でなっていますけど、今、工事監査監のほうから説明がありましたけど、この監理技術者というのは、全体を把握して、構成員の川添建設のほうまで指示をすると、これは私の考えは間違っているかもわかりませんが、どのようになっているのでしょうか。

それから岩穴口次長が本日のこの契約金額は、1億6,790万円となっておりますけど、予算の額は4億7千、数千万円というふうに今説明がありましたけど、これは4億7,000万と1億6,779万円は相当開きがあると思うんですが、この3億数千万の中で、やっぱりこの、先ほど部長のほうから説明があり、治山事業とか、まだ残されている、そのような事業をされるというようなことでしょうか。説明を求めます。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

先ほどの管理技術者の件でございますが、この監理技術者は、特定建設業を持つ業者、例えば3,000万円以上の下請けをできる業者という位置づけでございますが、この場合、監理技術者が必要ということでございます。監理技術者の主な役割は、主任技術者の職務以外に、下請け人を適切に指導監督し、工事の施工に関する総合的な企画及び指導等を行うという業務でございます。

それと予算の関係ですが、先ほど9月補正の追加でお願いいたしました4億7,420万、これについてちょっと訂正ちゅうか補足をいたしますが、この補正で追加したときは、河川6件、道路16件、きょうお願いしているのを含んだ形の22件の合計額でございます。このときの福ヶ野の道路災害については、3億8,400万の予算計上ということで、9月にお願いたしました。

この予算の見積もりにつきましては、当初工法的に井桁を、ああいう大きな状況で路肩が全部なくなっておりましたので、井桁で復旧し、のり面については、フレームののり枠工を全体で計算した試算額がその場合、3億8,400万ということで、9月議会でお願いたしました。

それと、上のほうの治山でやる予算に充てるのかとか、それは別の県の治山事業で対応したいと考えております。

以上です。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

起債の充当率については、補助裏100%ということで、先ほど土木部次長が答えたとおりでございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） はい、了解しました。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○27番（吉村賢一君） 今の関連なんですけど、この橋口・川添特定建設共同企業体、この場合、主任技術者と現場代理人が同じなんですよね。これは、通常ですと分けるものじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがかなと。

それと、先ほどありました予算3.8億に対して今回が1億6,000万、これだけ相当差がありますけど、工法だけの違いでこれだけ差が出たものかどうか、その2点質問いたします。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

主任技士と監理技士の件につきましては、一応工事監査監のほう詳しいと思いますので、明快な回答ができると思いますので。その工事の差額についてでございますが、ご承知のとおり、災害につきましては、今回の災害につきましては、大規模な災害ということで、測量委託を9月に予算を計上いたしまして、委託をして工法について検討し、本省の事前協議で工法を検討してまいっております。それを受けて、11月の災害査定で現地を見ながら査定官と決めた工法でございます。当初は私ども、のり面については全体的に、先ほど申し上げましたが、のり枠工吹きつけでする計画でございましたが、査定の結果、のり面の状況に応じて吹きつけ、あるいは上のほうからだんだん下のほうに、工法的に、まあ査定官でございますので、その財務もおりますので、予算に応じた形で現場に合った査定を受けた結果が3億8,400万が1億になったと考えておりますが、あくまでもいろんな見地から見た工法でございますので、復旧に関しては万全を期するというふうに考えております。

以上です。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

今回の工事は、まず2,500万円以上の工事ということで、監理技術者、主任技術者とも現場の専任の必要性がございます。そういった中で、主任技術者と現場代理人につきましては、同じ現場で専任で当然おるわけですが、業法上は兼任ができるというふうになっております。また、監理技術者と現場代理人も兼任ができるという形でございます。今回の案件では、そのようなことで、現場代理人とは兼任ができるということですが、監理技術者と主任技術者は兼任ができないという形でございます。

以上でございます。

○27番（吉村賢一君） 大体わかりましたが、ただ、フリーフレームから工法が吹きつけに変わったということで、非常に単価ダウンちゅうか、工費がダウンしたことはいいことなんでしょうけど、現実には、再度発生する、いわゆる災害が発生する危険性がないという工法だという確信を持ってやっておられるということによろしいですね。確認です。

○建設部長（蔵町芳郎君） 査定に基づく技術者、官の現地での査定でございますので、私どもが最初、もう1回申し上げますが、予算計上した時点では、全面を同じ工法で、強靱な工法で考えてたということでございます。

それで、先ほど申し上げましたとおり、工法については、自信を持っている工法でございます。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○23番（里山和子君） 予算は去年の9月議会で、補正予算で3億8,400万ということで、出てきたということなんですけれども、今回もそれから半年ぐらいたっておりました、しかも今議会の追加議案として出てくるわけなんですけれども、こんなに時間がかかった理由というのは、どこにあるんでしょうか。

それと、落札予定価格よりも低いのはこの落札者だけのようなんですけれども、落札率は大体何%ぐらいになるのでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

最初なのですが、非常に時間がかかったということでございますが、先般、全協で2月の12日ご説明いたしました、災害査定が11月の12日行っております。それで、福ヶ野、この道路以外は12月末1月末で執行を終えておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたが、事前協議、本査定、それと積算、積算自体が1月の20日に終わっております。

それと、今回の、今お願いしておりますJV関係でございますが、これの入札方法についての期間も、業者への周知、それと、向こうの業者からの参加資格申請書、特定建設業工事の共同企業体協定書等の提出等、設計書等の閲覧等を要し、最終的には業者さんの入札が終わったのが3月の7日でございます。前回全協でこのように最終議会で提案する理由も説明しておりますが、今の説明は繰り返になります。

以上のことから、期間を要したということでございます。

それと、最初の質問については。

○工事監査監（池田満穂君） 落札率でございますが、99%でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（上村 親君） すいません、自宅のすぐ上の山でございますので少し質問させていただきたいと思います。

この現地は数年前にもう1回落石をしまして、落石防止のネット、金網ネットですか、それからコンクリート、擁壁も打ってあったところなんです。今回参考資料の3ページなんですけども、一番水迫畜産の、あの牧場のところから市道の城瀬高牧線のところまで一気に流れ落ちているんですけども、この一番ちょうどあの牧場のわずかちよっと幅が、下から見ると幅がありませんけれども、その周辺の調査はまずきちんとされたのかどうかというのが1点です。

それからこの工事の内容を見ますと、上のほうからモルタルをずっと吹きつけてきてまして、下のほうの緑のところもまた現場の吹きつけ、枠工ということでやるんですけど、吹きつけをしますと当然雨は下にどっと流れてくると思うんですけども、そういったところの工法の工夫はどのようになっているのかというのがあと1点です。

それから3点目なんですけども、今の上からの雨水を1つのためますに集積されるだろうとは思いますが、それからの側溝の、今既存の側溝を流すのか、あるいはまた横断をして、今の溪谷のほう

に流していくのか。もし既存の側溝を流すのであれば、私の自宅のすぐ上実家のすぐ上にため池があるんですが、用水池なんですけども、そこが埋まってしまうんですね。こないだ1995年の大水害ですか、あのときにオーバーフローして、うちの自治会はほとんど床上浸水なりそういった被害をこうむったところがあるんですけども、そういったことは今回のこの工事の中に含まれているのかいないのか、以上3点お聞きいたします。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

土質の調査ですが、土質調査につきましては、上部から安山岩、それと硬質シルト、いろいろその土質については委託業者で調査をしております。また、ボーリングもやっております。その結果、下部のちょうど固結シルト、不透水層でございますが、不透水層がある上下の箇所につきましては、のり枠と中詰めのぐり石で出水対策、水の対策はしております。その水の処理につきましては、道路の左側にますを設けてそれを集水して、こちらから上りますと左側の側溝で水処理をするということで、ああいう大規模な災害があって、常時水が出水するかのように、不安は持っていらっしゃるようでございますが、通常の湧水については問題がないというふうに考えております。

それと、今、土質と排水のほうにいきましたが、この工法につきましては、先ほど委託に出した業者でその土質分類ごとに調査をしております。それに応じて、安山岩部分はこのモルタル吹きつけ、それとグリーンの部分には結構湧水がある箇所ということで、下部は先ほど申し上げました中詰めのぐり石で対応し、中からの浸透水については処理すると。上は、中詰めの植生基材で処理するというような工法でございます。先ほどからいろいろご心配であるようでございますが、私どもだけで決めた工法ではなく、査定官も国からも県からも技術者総出で検討した工法でございますので、ご安心いただきたいと思っております。

以上です。

○17番（上村 親君） いきなりそう言われますと、安心感が漂ってきて、後は言いにくいんですけども、確かにいろいろと県のほうの地域振興局のほうも来ていただき、また本市の行政の方も来ていただきましたんですが、今部長がおっしゃいましたかね日頃は何にも水は出ておりません。ところが私は、この災害があったあくる日にすぐ6時ごろ上ってきました、軽トラックで。そうしますと、もう大概の小川というよりもまだひどい、そういった雨水がどんどん流れてくるわけです。それに伴いやっぱり土石流も一緒に流れてきます。そうしますと、もう側溝というそういった役目は体をなさないという、そういった現状が発生しています。それが結局道路を流れながら、側溝のほうに流れればいいんですけど、やはり山腹のほうに流れていく。そうしますと、普通池のため池なんかは、オーバーフローすると、もうそこが全部やられますよね。そういった状況で今現在崩れている現場か、手前のほうの10mぐらい手前、右側のほうは全部崩落していると思うんですけども、そういった状況だったんです、あそこが。

ですから、排水については、再度申し上げますけれども、最善の努力をしていただきたいというのをお願いして、それからもう1点は、あの現場の道路より下、砂防ダムがあるというのもご存じだろうと思うんですけども、付近の地域住民の方々は、たまたまこの間言いましたように、1995年の大災害のときに砂防ダムができて、その中で今回それで土石がとまって助かったという経緯もございます。ところが専門家に言わせると、この下の、道路より下の、少し議題とは違うんですけども、下と、それ

から既存の砂防ダムの中間ぐらいに、あの溪谷が2つに曲がっているところの、あそこです。あそこぐらいにやはり砂防ダムをきちんとつくったほうがより安全じゃないかといったことも、地元の要望もあったり、学士の先生方もそういったことをされているんですけども、今後の計画になるだろうとは思いますが、より安全に、関係各位とまた協議をしながら事業を進めていただければという要請をいたしまして、終わりたいと思います。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 議案第45号 工事請負契約の締結に関する件について反対討論をいたします。

第1点目は、予算が3億8,400万ということで、落札額は1億5,980万ということですが、約2億円以上の差がある。工法が変わったとはいえ、あまりにも予算の立て方がずさん過ぎるという点が1点です。

それから、落札率が、この橋口・川添特定共同建設共同企業体なんですけれども、99%という非常にあり得ないような数字が出ている。以前から97、98、99という落札が松原なぎさ小学校のところでも出てきておりましたけれども、非常に、あまりにも高過ぎるこの落札率ですね。これは異常であるというふうに考えます。それから、この外れた方たちも非常に数字が何か並んでいるような感じで、談合の可能性はないのかなというふうに疑ったりすることもあるのではないかなというふうに考えます。

それと、工期があまりにも、予算を立ててから入札するまでの期間が、あまりにも長過ぎるというようなことなどもあると思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○17番（上村 親君） 予算につきましては、今反対者の同僚の議員のこともある程度は理解できると思うんですけども、地域住民のあの現場の人の、生活される住民の方々は、一日も早い安全な安心な、そして暮らしやすい生活を望んでいらっしゃいます。この工期が長くなればなるほど、ことしの6月雨季を迎えての心配はまた多大なものになってくると思います。

ぜひ、私は賛成の立場で、今回の工期を早期に進めることをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

○5番（田口幸一君） 私も、賛成の立場で手短くやります。

今、里山議員が3点ほど上げられましたが、それはもっともなことだと私は理解しております。上村議員が言われました城瀬地区そして高牧地区住民の方々は非常に不安視していらっしゃいますので、工事期間も本契約が本日ですかね、300日ぐらいかかるという難工事になっております。一日も早くこの工事を終えて、城瀬地区そして高牧地区の住民の方々が安心して生活ができますことを望み、私も賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第45号 工事請負契約の締結に関する件は、可決されました。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は3月19日午前10時から開きます。

(午前11時57分散会)